令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:吉見町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.4 %
全職員	63.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る 役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	97.3 %
本庁課長補佐相当職	95.6 %
本庁係長相当職	94.2 %

(2)勤続年数別

(—) = 0 1/0 SP(0)	
勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31~35年	98.5 %
26~30年	92.1 %
21~25年	90.8 %
16~20年	91.2 %
11~15年	94.2 %
6~10年	90.6 %
1~5年	96.3 %

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については、該当する職員がいないため記載なし。
- <男女の差異の主な要因>
- ・扶養手当や住居手当等について、世帯主となっている男性に支給していることが多いため。
- ・時間外勤務手当を受給した職員について、女性職員の平均時間外勤務時間数よりも男性職員の 平均時間外勤務時間数の方が多いため。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年 目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で 算出している。